

## 工事請書契約条項

表記の工事について、発注者及び受注者は、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約条項(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、添付の図面、仕様書(この契約の締結時において効力を有する工事標準仕様書が別に存在する場合は、これを含む。以下同じ。)及び内訳書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この工事に関し、添付の図面、仕様書又は内訳書に記載されていない事項でも工事の性質上当然に必要なことは、受注者の費用で施行するものとする。

(指揮監督)

第2条 受注者は、工事の施行及び現場内の取締りについては、全て発注者の指揮監督に従わなければならない。

(工事材料)

第3条 受注者が負担する工事材料は、使用前に発注者の検査を受け合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、前項の検査で不合格となった場合は、その材料を遅滞なく引き取らなければならない。

(特殊な工事)

第4条 受注者は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外部から確認することができない工事を施行するときは、発注者の立会いのもとに行わなければならない。

(検査)

第5条 受注者は、指示された工事を完成したときは、直ちに発注者に届け出てその検査を受けなければならない。この場合において、検査のために受注者が要した費用及び受注者の都合により変質し、変形し、消耗し、又は毀損したものを原状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

2 発注者は、前項の規定による届出があった日から起算して14日以内に検査を完了しなければならない。

3 工事目的物は、検査に合格した時をもって、受注者から発注者への引渡しを完了したものであるものとする。

4 受注者は、工事が検査に合格しないときは、直ちに修補をしなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして、前3項の規定を適用する。

(一般的損害等)

第6条 工事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、支給材料又は貸与品について生じた損害その他工事の施行に関して生じた損害(次項又は第3項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 工事の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたもの(工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を

怠ったことにより生じたものを除く。)については、発注者が負担する。

3 工事目的物の引渡し前に、天災その他不可抗力により工事の既済部分、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 損害が生じた場合に発注者又は受注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

履行の追完が不能であるとき。

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを修補することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その賠償の責めを負わない。

(発注者の解除権等)

第8条 発注者は、受注者が、次条に規定する理由以外の理由により工期内に工事を完成させる見込みがないと認めるときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(工期の延長等)

第9条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事の完成の見込みがなく、工期を延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、工期内に、発注者に届け出なければならない。この場合において、その理由が正当と認められないときは、受注者は、次項に規定する遅延違約金を発注者に支払わなければならない。

2 受注者は、前項の理由以外の理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に届け出て承諾を受けた上で、遅延違約金(工

期の末日の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、1年を365日として計算した割合）を乗じて得た額）を支払い、かつ、工事を完成させなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第10条 発注者は、工期の変更を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（相殺）

第11条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、かつ、不足があるときは、これを追徴することができる。

（権利の譲渡等）

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第13条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせ てはならない。

（契約内容の変更等）

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は工事を中止させることができる。

（消費税等）

第15条 この契約における取引が消費税法（昭和63年法律第108号）上の課税の対象である場合は、表記契約金額に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含むものとする。ただし、単価契約については、表記単価に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含まないものとする。

2 前項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した金額とし、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄にその金額を記載するものとする。

（契約代金の支払）

第16条 発注者は、第5条第1項の検査に合格した工事について、受注者から契約代金の請求があったときは、請求を受けた日から起算して40日以内に支払うものとする。

（適合車両の使用）

第17条 受注者は、この工事の施行のため車両を使用し、又は使用させる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）のほか、各道府県の同様の条例の規定に適合する車両（同条例による適用猶予車両を含む。）を使用しなければならない。

（暴力団等排除に関する特約条項等）

第18条 暴力団等排除に関する特約条項及び受注者の債務履行拒否等に係る違約金に関する特約条項については、それぞれ別に定めるところによる。

(補則)

第19条 この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。